

はじめに



本県は、変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、美しい景観や貴重な生物、多くの歴史的・文化的遺産など、恵み豊かな環境を有しており、私たちはこれらの財産を次の世代へと引き継ぐ責任を負っています。

現在、私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、一人ひとりが取り組まなければならない問題です。私たちの行動は、生活する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組み、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

国際的な動向に目を向けると、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」には、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、環境・経済・社会の統合的向上の必要性が示されています。また、環境分野においても、SDGs 達成の担い手を育む「ESD（持続可能な開発のための教育）」の考え方を活用した環境保全活動や環境教育の推進が、より一層求められています。

本計画では、「持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと」を目指し、取組を推進することとしており、平成31年度から令和12年度までを計画期間として策定しています。このたび、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である令和7年度を中間年度として検証及び見直しを行いました。

今回の改訂では、現行計画の方向性を継承し、「環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材の育成」、「拠点機能と情報発信の充実」の4つの施策のもと、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担により相互に連携・協力しながら、環境保全活動及び環境教育等に関する取組を推進していきます。

県民や事業者の皆様におかれましては、これまでにも増して、それぞれの立場で環境保全活動及び環境教育等の取組を進めていただくとともに、あらゆる主体、世代が対等な立場で対話し、協働することを通じて、持続可能な社会づくりに向けた活動を推進していただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の改訂にあたり、熱心にご審議いただきました長崎県環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた方々に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

長崎県知事 平田 研

